

ツクイ コーポレートガバナンス方針

〔基本原則 2、原則 3-1 ii〕

当社は、「今ある未来の、その先へ。」のブランドメッセージのもと、超高齢社会の課題解決を使命と捉え、業界大手としての社会的責任を認識し、株主や投資家の皆様、お客様、地域社会、取引先、従業員等あらゆるステークホルダーとの関係を適切に保ちながら、法令遵守のもと、常にコーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

この方針は、当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方を示すものであり、当社が持続的に成長を遂げていくためにも、定期的に見直しを図ってまいります。

1. ビジョン —ありたい姿— 〔原則 2-1、2-3、補充原則 2-3①、原則 3-1 i〕

当社は、長期にわたる持続的な成長を目指す経営の原点として、以下のツクイグループ企業理念、ブランドメッセージを制定しています。

ツクイグループ企業理念

Mission 「使命・企業としてどうありたいか」

超高齢社会の課題に向き合い人生 100 年幸福に生きる時代を創る

Vision 「実現したい未来」

ながいきリスクを希望に変えて自分らしく生きられる未来を創造する

Value 「大切にしたい価値観」

わたしたちの誠実な挑戦が、だれかの希望と安心になる。

ブランドメッセージ 「今ある未来の、その先へ。」

当社は、上記のツクイグループ企業理念・ブランドメッセージを受けて 2025 年に当社がありたい姿として「ツクイビジョン 2025」を掲げています。さらに、このビジョンをもとに 2021 年 3 月期を最終年度とする「ツクイ 第二次中期経営計画」を策定しています。

超高齢社会の進展や社会保障改革の推進等により介護業界は激変しています。このような事業環境下において、当社は、地域包括ケアの一翼を担い持続的に高齢者を支えることが当社

の使命と考え、積極的に事業を展開していきたいと考えています。また、当社は事業活動を通じて社会貢献・環境保全に関する課題にも取り組んでいます。今後も長期的な視点で適切に対応し持続可能な社会の実現に向けて貢献していきます。

[ツクイグループ企業理念、ブランドメッセージ](#)（付帯情報①参照）

[ツクイ 第二次中期経営計画](#)（付帯情報①参照）

2. 行動姿勢〔原則 2-2、補充原則 2-2①〕

当社は、企業理念の一つに「Value 「大切にしたい価値観」」を定めています。「挑戦、誠実、安心、希望」の4つを、すべての役員・従業員一人ひとりが働くうえで大切にすべき姿勢として位置づけています。

[ツクイグループ企業理念、ブランドメッセージ](#)（付帯情報①参照）

3. 多様性の確保〔原則 2-4〕

当社は、幅広い人財が、個性や能力を発揮できる企業風土作りを推進し、個人の成長と組織力の向上に取り組んでいます。多様な価値観のある組織づくりとして、役員・従業員の属性の多様性を図るとともに、従業員の働き方・雇用形態といった働く条件の多様化も図っています。

また、当社は、女性が多く活躍している職場であることから、更なる女性の活躍を推進しています。

[女性の活躍を応援する行動宣言](#)（付帯情報①参照）

4. 情報開示〔基本原則 3、原則 3-1、補充原則 3-1①②、原則 5-2〕

当社は、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、経営方針や事業戦略、業績・財務に関わる情報を、分かりやすく公平かつ正確に提供することを基本方針としています。

当社は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、資本コストを把握したうえで収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、目標値を提示し成長投資に向けた経営資源の配分等に関し説明していきます。

当社は、法令に基づく開示を適時適切に行うとともに、当社をご理解いただくのに必要と思われる情報および投資判断に有効と考える情報についても積極的に提供しています。

当社は、株主構成を踏まえ、英語版の株主・投資家向けホームページを開設するとともに、投資判断に有効と考えられる適時開示資料の英語版を作成・開示し、海外株主への情報提供を進めています。

[ディスクロージャーポリシー](#)（付帯情報④参照）

5. 株主の権利の確保〔基本原則1、原則1-1、補充原則1-1①②③〕

当社は、株主の権利が実質的に確保され、議決権が円滑に行使されるよう配慮することで、株主との適切な協働による持続的成長ができるものと認識しています。そのため、すべての株主についてその権利が平等に確保できるよう、またその権利を行使できる環境整備に取り組んでいます。

なお、具体的取り組みは、「6.株主総会」に記載の通りです。

当社は、株主総会においてより正確な賛否を把握するため、原則として株主総会当日の出口調査により出席株主に対する賛否の確認を実施しています。議案の賛否結果については、出口調査の結果も含めて臨時報告書に記載するとともに、当社ホームページで開示しています。また、株主総会において可決に至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合には、その要因分析を行い株主への説明の要否を検討します。

当社は、株主総会決議事項の一部を取締役に委任することを株主総会に提案する場合には、取締役会において受任しうる体制が整っているかを判断します。

6. 株主総会〔原則1-2、補充原則1-2①②③④⑤〕

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であり、また株主との建設的な対話の場であると認識しており、原則として以下の取り組みを行っています。

株主総会では、当社の事業の状況等をビジュアル化するとともに、当社の対処すべき課題や今後の事業戦略等を株主に対し説明し理解を深めていただけるよう取り組んでいます。また、株主からの質疑に対しても真摯に回答した上で、議案の決議を行う方針です。

当社は、より多くの株主に出席していただけるよう株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定をしており、また多くの株主に出席していただきやすい会場の選定を行っています。

当社は、出席いただけない株主には、郵送やインターネットによる議決権行使の機会を提供しています。合わせて、当社の株主構成を踏まえ議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家や海外投資家の議決権行使が円滑に行える環境を提供しています。また、招集通知の英訳は、当社ホームページおよび東京証券取引所ウェブサイトにて開示しています。

当社は、監査等委員会および会計監査人による実効性のある監査期間を確保しつつ、また株主が議案について十分に検討できるよう、招集通知を可能な限り早く発送することとしています。また、招集通知の発送に先立ち当社ホームページおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて速やかにその内容を開示しています。招集通知には、業績や取り組みの状況を理解していただくためグラフや画像等を用い、株主が適切な判断を行うのに役立つ情報を的確に提供しています。

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権の行使を行うことをあらかじめ希望される場合、当社の実質株主であることの確認および名義株主との議決権の重複行使の回避が必要であることから、事前に信託銀行等の名義株主および証券代行会社等と協議し、判断することとしています。

株主総会（付帯情報①参照）

7. 株主との対話〔基本原則 5、原則 5-1、補充原則 5-1①②③〕

当社では、株主との対話については、コーポレートコミュニケーション部が担当しています。

株主との対話に関しては、株主の希望や面談の主な関心事項を踏まえたうえで、合理的な範囲で担当取締役、執行役員、経営陣幹部が面談に望む等、適切に対応しています。

当社においては、決算の開示にあたっては、経営企画部、財務部、コーポレートコミュニケーション部が連携し、必要な情報をタイムリーに提供できる環境を整備し、株主との対話の支援を行ないます。

株主やアナリストとの対話の手段として、面談や電話・オンライン会議をはじめ決算説明会、会社説明会、スモールミーティング、施設見学会を兼ねた IR ミーティングなどを開催し、対話の充実に向けた機会を設けています。

株主やアナリストとの対話から寄せられた意見については、経営陣幹部へのフィードバックを行なっています。

株主やアナリストとの対話に際しては、常時2名以上での面談を基本としています。電話・オンライン会議でも2名以上が参加もしくは内容を共有し、未公表の重要事実を伝達しない等適切な情報管理に努めています。

当社では、適宜、国内外機関投資家の株式保有状況を確認し、株主構成の把握に努めています。

8. 取締役会の役割等 [基本原則 4、原則 4-1、補充原則 4-1①②③、原則 4-2、原則 4-3、補充原則 4-3①②③④、原則 4-5、補充原則 4-8①②、原則 4-10、原則 4-11、補充原則 4-11①③、原則 4-12、補充原則 4-12①、原則 4-13、補充原則 4-13①②、原則 4-14、補充原則 4-14①②]

当社は、コーポレートガバナンス体制として監査等委員会設置会社を選択し、取締役会が取締役の業務執行を監督し、監査等委員会が取締役会、取締役および執行役員の業務執行を監査する体制を構築しています。

当社は、グループ全体の持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、中期経営計画をコミットするために、取締役会において透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うよう努めます。また、計画を達成できなかった際には、その要因分析を詳細に行い、株主等に説明するとともに以降の計画に反映させます。

当社は、最高経営責任者などの承継について、役員に求められる要件はもとより、経営理念、経営基本方針を達成できる資質を踏まえた後継者の育成を行っています。また、取締役会は、育成の状況に関し適切な監督機能を果たしています。

当社は、将来の経営者となりうる人財を育成するために「ツクイ・サクセッションプラン」を整備しています。次期経営者候補を選定し、必要な知識習得に向けたプログラムと社外交流が実践される育成環境を整えています。

取締役会は取締役の選任ならびに解任について、諮問委員会である指名委員会による答申内容を尊重し、取締役会における十分な議論を経て決定しています。

当社は、取締役会の迅速・果断な意思決定機能を有効に発揮させるため、多様性を確保するとともに、知識・経験・能力のバランスを踏まえ、社内取締役、社外取締役を選定しています。また、取締役会の員数を15名以内とすることを定款で定めています。

当社は取締役（監査等委員である取締役を含む）および新任役員（独立役員を含む）が、その役割ならびに責務を果たすために必要とされる事業の知識、財務的知見、関連法令への理解を深めるため、各種会議体を通じその機会を提供しています。また取締役（監査等委員である取締役を含む）による能動的な情報収集、研鑽をはかるための環境を提供し、必要な費用については会社で負担しています。

当社は、原則として取締役会の審議に関わる資料を各取締役（監査等委員である取締役を含む）に対し事前に提供しています。また、社外取締役と社内役員等との意見交換・情報提供の場を設け、社外取締役の理解を深める機会とし、取締役会における議論の活性化に努めています。

当社は、取締役会において適切な審議がなされる日程および時間を確保するため、取締役会の年間スケジュールを前事業年度末までに決定しています。

当社の取締役会は、グループ全体の適切なリスクテイクを支える環境整備を行うため、内部統制システムや、リスク管理委員会等の運用が有効に機能しているか適時報告を受け監督しています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）および経営陣は、株主に対する受託者責任を有するという認識のもと、『ツクイビジョン 2025』の実践と中期経営計画の達成を目指して行動し、様々なステークホルダーとの協働に向け行動していきます。

当社の取締役会は、法令、定款および社内規程に定められた取締役会決議事項について意思決定を行い、具体的な業務の執行については、経営陣に委ねています。

当社の取締役会は、子会社に3か月ごとの定期報告を求めています。2020年10月の持株体制移行後もこの仕組みを維持しつつ、子会社が機動的な意思決定をはかれるよう、当社取締役会に付議する事項を絞り込むことで、グループ全体のガバナンスの実効性確保と子会社の機動性の両立を目指しております。

当社は、取締役会の意思決定およびグループ全体の監督機能の向上を図るべく、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、結果の概要を開示します。（付帯情報②参照）

9. 取締役の指名・報酬等について〔原則 3-1 iii、iv、v、4-2、補充原則 4-2①、4-3①②、補充原則 4-10①〕

当社の取締役の選任方針は、業績向上意欲を有し、企業価値の向上に貢献できる人財であるとともに、本人の資質、豊富な経験と高い倫理観を保持した者であることとしています。当社では、この方針に沿った最高経営責任者をはじめとする取締役（監査等委員である取締役を含む）候補者の指名に向けて、社外取締役が過半を占める任意の指名委員会を設けています。指名委員会では委員の互選により委員長を決定し、社外取締役を指名委員長に選定しています。指名委員会では方針に沿った基準を策定するとともに、客観的な評価と審議を行い、取締役候補者案を取締役会へ答申します。この候補者案は事前に監査等委員会へ提出され、監査等委員会として取締役会に意見を述べることとしています。取締役会は指名委員会による候補者案ならびに監査等委員会の意見を尊重し、審議のうえ取締役候補者を指名します。

取締役候補者の選任プロセスならびに各取締役候補者の選任理由については、招集通知において説明することとしています。各取締役候補者の経歴と経歴により積み上げられた経験、培われてきた専門知識ならびに見識を招集通知に記載しています。（付帯情報③参照）

当社は、役員報酬の決定方針を定めています。その内容は次の通りです。

- (1) 業績向上意欲を保持し、優秀な人財の確保が可能な水準であること。
- (2) 経営環境の変化を考慮し、経営内容を勘案した水準であること。
- (3) 経営計画の進捗および達成状況を踏まえた適切なインセンティブを付与すること。

当社は、上記の決定方針に沿った報酬の決定に向け、社外取締役が過半を占める任意の報酬委員会を設けています。報酬委員会では委員の互選により委員長を決定し、社外取締役を報酬委員長に選定しています。報酬委員会では客観的な指標を設定し、十分な議論・検討を行ったうえで、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬案を作成し、取締役会へ答申します。この報酬案は事前に監査等委員会へ提出され、監査等委員会として取締役会へ意見を述べることとしています。取締役会は報酬委員会による報酬案ならびに監査等委員会の意見を尊重し、審議のうえ各取締役の報酬額を決定します。第 51 期においては業績連動報酬制度を導入し、第 53 期においては譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

この譲渡制限付株式報酬により、当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としています。2020 年 10 月 1 日からの持株会社体制において、当社グループが持続的に成長するにふさわしい報酬制度の一つであると考えております。

支給方法および株式と金銭の割合については、今後も継続的に議論し、当社グループの企業価値向上に向けて幅広い選択肢を検討していきます。

10. 社外取締役、独立社外取締役について〔原則 4-6、4-7、4-8、4-9、補充原則 4-11②〕

当社の取締役 8 名のうち社外取締役は 4 名であり、取締役の半数を占めています。また、社外取締役 4 名を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。

監査等委員である社外取締役 3 名は、監査・監督機能だけでなく、専門知識および経験を有していることによる複眼的な思考から取締役会における議論の活性化を促す等、意思決定のサポート役も担っています。

当社は、多様な専門知識および豊富な経験を有した社外取締役を複数名選任することで、コーポレートガバナンスの充実を促進し、また社外取締役が有効に機能することにより、中長期的な企業価値の向上につながるものと考えています。

当社の考える社外役員の独立性基準は、以下の通りとなります。

【独立性基準】

以下のいずれにも該当しない者

- (1) 直前事業年度における当社との取引金額が、相互の売上高の 1%を超える取引先またはその業務執行者
- (2) 当社または当社子会社の業務執行者の 2 親等以内の親族
- (3) 最近 5 年間に於いて前(2)または当社の業務執行者に該当していた者
- (4) 最近 5 年間に於いて当社から役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (5) 当社から年間 1,000 万円を超える額の寄付を受けている者またはその業務執行者

社外取締役が他の会社の役員等を兼任する場合は、当社の取締役としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保するのに適切な兼任数であることと考えています。

兼任の状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書等に毎年開示しています。（付帯情報③参照）

11. 監査等委員会の役割等〔原則 4-4、補充原則 4-4①〕

監査等委員会は株主の負託を受け代表取締役、その他の業務執行取締役の執行を監査する機関として、会社の健全で持続的な成長と社会的信頼の向上を確保し、良質なガバナンス体制の確立に責務を負っています。

当社の監査等委員は社外取締役 3 名で構成されています。監査等委員である社外取締役は公認会計士、弁護士、社会保障研究・ヘルスケア分野における事業戦略に関する専門家であり、高い専門性と見識に裏付けられた意見は、取締役会の審議に適切に反映されています。各監査等委員は業務執行に関する重要な会議に出席し、適宜、業務執行取締役からの報告を受け、監査等委員会としての情報収集に努めるとともに意見具申を行っています。

各監査等委員が有する知見は、取締役会における審議ならびに取締役による業務執行に対する監査、監督の実効性を高めています。

なお、当社は監査等委員である社外取締役 3 名を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。

[内部統制システム](#)（付帯情報⑤参照）

12. 会計監査人〔原則 3-2、補充原則 3-2①②〕

当社は有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任しています。会計監査ならびに金融商品取引法に係る内部統制監査を通じ、適法性、妥当性について助言、指導を受けています。

中間および期末決算時には、監査等委員会ならびに取締役会は監査報告書等により詳しい結果報告を受け、四半期ごとの意見交換会では当社の会計上の課題等を共有し、会計監査人の監査の有効性を常に検証しています。また、会計監査人は監査体制の確保にあたり、監査等委員会をはじめとする当社各部門と連携し適正な監査に努めています。

監査等委員会は会計監査人の選任、解任の決定方針を定めるとともに、会計監査人との連携および執行部門からの情報提供を受け、会計監査人の職務の状況を把握しています。この決定方針に基づき、現在の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は独立性、専門性、ガバナンス体制ともに問題ないと認識し、選任しています。

13. 資本政策 [原則 1-3、1-5、補充原則 1-5①、原則 1-6]

当社は、経営戦略や経営計画の遂行により、経営基盤と財務体質を強化し、配当や企業価値の向上を通じて、株主還元を強化してまいります。また、資金調達に関しては、そのリスクや市場環境等を勘案し、適正な規模と財務バランスを確保してまいります。

【配当方針】

当社は、「ツクイ 第二次中期経営計画」において、中期的な利益配分の目標について 2021 年 3 月期の配当性向を 30%以上にする旨、公表しています。また、株価水準や市場環境等に応じて機動的な自己株式取得を検討いたします。内部留保資金につきましては、市場ニーズに応えるサービスを強化するとともに、新規事業への投資をして行くことを基本方針としています。

2020 年 3 月期 配当性向 36.3%

2021 年 3 月期 配当性向 30%以上

なお、配当は、原則年 2 回（基準日: 9 月 30 日、3 月 31 日）実施しています。

なお、当社は現状の財政状態、経営成績の推移および株主構成等を鑑みて、現時点で具体的な買収防衛策は導入していません。ただし、当社の株式が公開買付に付された場合には、対抗提案があればその内容も含め、当社としての考え方を明確に説明してまいります。

14. 政策保有株式 [原則 1-4、補充原則 1-4①、1-4②]

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携や取引関係の維持・強化等、事業活動における有効性など経営戦略の一環として、また地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しています。政策保有株式の保有にあたっては、取締役会において投資の可否を判断します。

政策保有株式の議決権は、原則すべての議案に対して行使します。

議決権行使にあたっては、投資先の企業価値の向上が期待できるか、また当社への影響等を総合的に判断します。

また、当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げることはいたしません。

15. 関連当事者間取引〔原則 1-7、4-3〕

当社は、取締役の競業取引、利益相反取引および会社と取締役間の取引については、法令の定める通り取締役会の決議を要することとしています。

また、役員および主要株主等との取引については、定期的にその有無を確認しています。

16. 内部通報制度〔原則 2-5、補充原則 2-5④〕

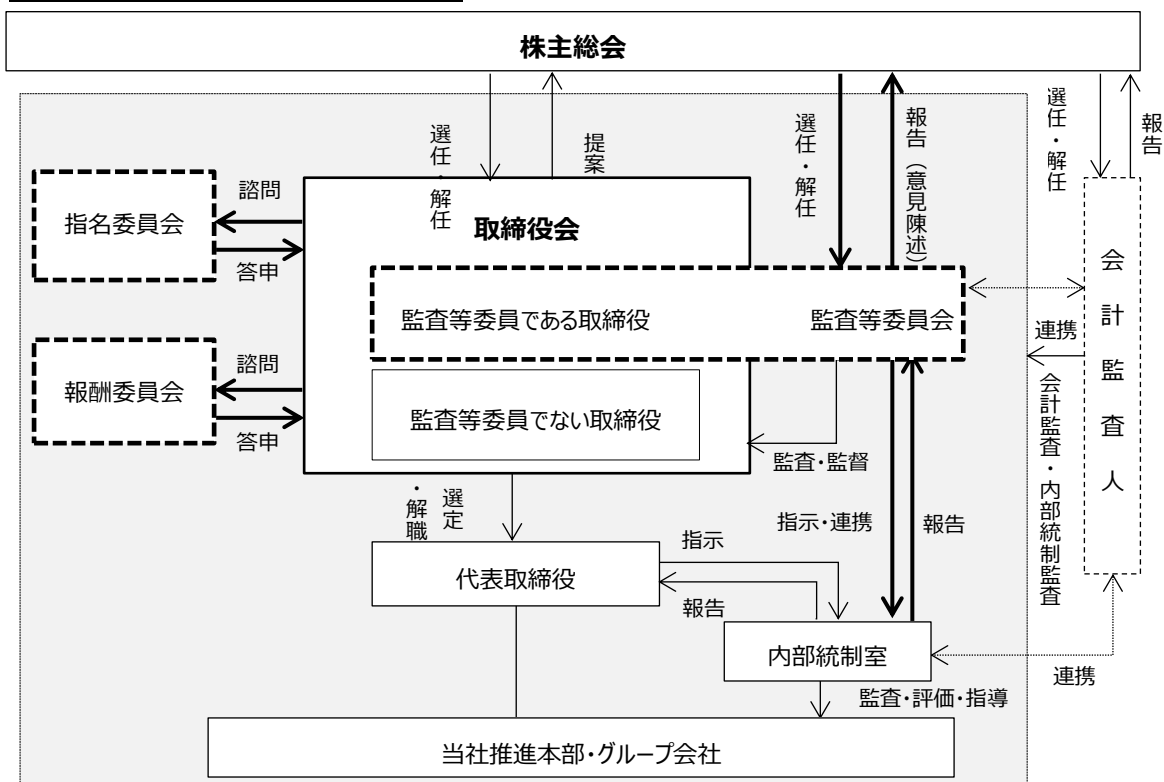
当社は、当社子会社を含むグループ全体の法令違反等に関する通報の適正な処理の仕組みを定め、正当に通報した従業員が不利益な取り扱いを受けないように必要な措置を講じ、不正行為の早期発見と是正を図っています。

- (1) 内部通報の受付窓口を設け、内部通報管理委員会による対応、監査等委員会、代表取締役ならびに取締役会への報告と是正措置を実施しています。
- (2) 通報したことを理由として、正当な通報者に対していかなる不利益な取り扱いも行ってはならないことを社内規程において定めています。
- (3) 内部通報窓口および内部通報に関連する社内規程はイントラネットおよびポータルサイトを通じて公開し、入社時の説明とともに全従業員への周知をはかっています。

基本的な考え方〔原則 3-1 ii、補充原則 4-13③〕

以上のコーポレートガバナンス方針をもとに以下の体制をとっています。

当社のコーポレートガバナンス体制図



当社はコーポレートガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しています。

業務執行取締役と監査等委員である取締役が緊密に連携し、監査等委員会の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図ることによって、透明性の高いガバナンス体制を維持できると考えています。

また、社外取締役が過半を占める任意の指名委員会、報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置し、取締役候補者の選任および報酬の決定プロセスの透明性および客観性を確保しています。監査等委員会および会計監査人は、双方が作成した監査方針、重点監査項目、監査計画の説明を行い、監査のポイントを共有しています。また、四半期決算ごとに会計監査人よりレビュー結果が報告され、当該期間ごとの留意点について意見交換が実施されています。

また、監査等委員会は内部統制室と緊密な連携を保ち、内部統制の結果の報告を受けるとともに、定期的な情報交換・意見具申を実施し、また必要に応じて直接的な指示を行い、内部統制の有効性を検証しています。さらに監査等委員会、内部統制室、会計監査人の三者の意見交換会が実施され、内部統制機能の充実がはかられています。

内部統制システム（付帯情報⑤参照）

付帯情報①

■ ホームページリンク先

ツクイグループ企業理念、ブランドメッセージ

<https://tsukui-hd.co.jp/about/slogan.html>

ツクイ 第二次中期経営計画

<https://tsukui-hd.co.jp/ir/library/plan.html>

女性の活躍を応援する行動宣言

<https://tsukui-hd.co.jp/csr/employee/>

株主総会

<https://tsukui-hd.co.jp/ir/stock/meeting.html>

付帯情報②

取締役会の実効性についての分析・評価結果の概要〔補充原則 4-11③〕

取締役会の実効性について、取締役（監査等委員である取締役を含む）による取締役会評価を実施し、取り纏めた結果について取締役会で分析・評価を実施しています。

2020年3月23日に開催された定時取締役会において、参加した取締役の分析・評価結果は以下のとおりです。

- 取締役会の規模は適切であり、各取締役の経験・知識を基に、適切に状況を把握した上で活発な議論がなされています。また、取締役会への出席は、良好な状況です。
- 社外取締役の専門分野は多様性があり、バランスが取れています。また、発言内容についても、客観的、中立的、独立的な立場から事業運営に適切な監督と助言を行っているものと評価しています。
- 監査等委員会で活発な意見交換がなされ、取締役会の審議に適切に反映されています。
- 今後、高度な判断が求められる議案が増加すると予見されることから、管理部門の取締役および介護事業以外の運営経験がある社外取締役の更なる充足が必要と分析しています。
- 取締役会の開催頻度および審議時間は適切ですが、より効果的、効率的な開催となるよう検討が求められています。

以上のことから、現状の取締役会の運営および、構成については、適切であると判断いたします。

付帯情報③

■ 役員を選任説明、社外役員の独立性および兼任の状況〔原則 3-1 v、4-9、補充原則 4-11②〕

【監査等委員ではない取締役】

<p>津久井 宏 代表取締役社長 CEO</p>	<p>【選任理由】</p> <p>常に明確なビジョンを有し、優れた説明能力・判断力により事業を推進してまいりました。その実力は、2012年6月に当社代表取締役社長就任、2019年6月に当社代表取締役会長就任以降も遺憾なく発揮され、今後の事業展開に向けた方針の決定および新たな挑戦を行えるように事業環境を整備するとともに、株主・従業員・地域の方を支援していく、という強い想いのもと代表取締役としての責務を果たしております。</p> <p>持株会社体制移行後も、当社の代表取締役としてグループ全体の持続的な企業価値の向上には同氏のリーダーシップが必要となります。</p>
<p>小泉 正明 取締役 CSO</p>	<p>【選任理由】</p> <p>会社経営に關与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しております。これまで社外監査役、社外取締役（監査等委員）として財務および会計に関する専門家の知識を以って、当社の経営を監査・監督いただいております。</p> <p>2018年6月に社外取締役に就任以降は、社会・経済情勢を踏まえた方向性への助言や、新たな事業および事業進捗におけるリスク等について指摘いただいております。</p> <p>当社グループの成長に欠かすことのできない専門知識と経験を有しており、持株会社体制移行後は、当社の業務執行取締役としてグループの戦略構築に必要な人材と考えます。</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>小泉公認会計士事務所所長 株式会社キューソー流通システム社外監査役 マネックスグループ株式会社社外取締役（監査委員）</p>
<p>高畠 毅 取締役 COO</p>	<p>【選任理由】</p> <p>豊かなバイタリティと事業推進力、決断力、調整力を有し、2016年6月に当社取締役に就任して以来、これまでの事業経験を活かした新規事業開発・経営企画面で実績があり、取締役としての責務を果たしております。</p> <p>当社の新たな事業の開発を推進するほか、持株会社体制移行後もグループ経営戦略の推進においても引き続き同氏的能力・経験が必要とされます。</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>株式会社ツクイキャピタル取締役 株式会社 DIGITAL LIFE 取締役</p>

<p>高城 敏和 取締役 CFO</p>	<p>【選任理由】 2016年6月に当社取締役に就任して以来、これまでの管理部門の経験を活かした財務・システム面での実績があり、経営状況の把握と分析により経営判断を促す等取締役としての責務を果たしております。 持株会社体制移行後も当社グループの全社基盤の改革およびリスク管理には引き続き同氏の能力・経験が必要とされます。</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社ツクイキャピタル取締役 株式会社 DIGITAL LIFE 監査役</p>
<p>栗原 千亜希 社外取締役</p>	<p>【選任理由】 弁護士の資格を有しており、弁護士の経験による法律に関する専門性と M&A および事業再生の経験から客観的なご助言をいただくことで、当社の M&A 戦略が推進されることを期待しております。 また、第 53 期より任意の報酬委員会の委員として、報酬案の客観性・透明性の確保に向けて重要な役割を担っていただきます。</p> <p>*栗原千亜希氏の戸籍上の氏名は、高橋千亜希です。</p> <p>【独立性】 重要な兼職先と当社との間には人的関係、資金的関係および重要な取引関係その他の利害関係はないことから、独立性を有するものと考えています。</p> <p>【重要な兼職の状況】 大宮パートナーズ法律事務所代表弁護士</p>

【監査等委員である取締役】

<p>宮 直仁 社外取締役 (監査等委員)</p>	<p>【選任理由】 公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する専門家の知見、知識と経験に基づき公正な立場から取締役会に対しての助言・提言並びに当社の経営に対する監査・監督をいただいております。また、任意の指名委員会の委員長を務めており、役員候補者等の指名にあたり、指名手続きの公正性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。これら豊富な専門知識・業務経験と実績を踏まえ、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p> <p>【独立性】 過去に、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に籍を置いており、一時期、当社の会計監査業務を担当しておりましたが、同監査法人退所後、当社の会計監査業務には関わっておらず、本年6月で12年を経過していることから十分に独立性を有していると判断しております 重要な兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>【重要な兼職状況】 宮直仁公認会計士事務所所長 八洲電機株式会社社外取締役（監査等委員）</p>
<p>鳥養 雅夫 社外取締役 (監査等委員)</p>	<p>【選任理由】 弁護士の資格を有しており、弁護士の経験による法律に関する専門性の高さから、リスク管理および内部監査について助言・提言いただくとともに、当社の経営を監査し、監督いただいております。また、第52期までは任意の報酬委員会での委員として、第53期からは任意の指名委員会の委員として、役員候補者等の指名にあたり、指名手続きの公正性・透明性の向上について重要な役割を担っていただきます。 持株会社体制移行後も豊富な専門知識・業務経験と実績を踏まえ、引き続き監査等委員で貢献いただけるものと期待しております。</p> <p>【独立性】 重要な兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>【重要な兼職の状況】 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー 鳥居薬品株式会社社外取締役</p>

<p>山田 謙次</p> <p>社外取締役 (監査等委員)</p>	<p>【選任理由】</p> <p>社会保障研究、ヘルスケア分野における事業戦略策定支援に関する専門家であり、特に医療、介護、医薬、デジタルヘルス等の知識を有しております。直接会社経営に関与された経験はありませんが、医療、介護、医薬、デジタルヘルスへの造詣が深く、当社の事業推進に対して客観的かつ有益な助言をいただけることを期待して、監査等委員である社外取締役に選任しております。持株会社体制移行後も豊富な専門知識と見識により、引き続き貢献いただけるものと期待しております。</p> <p>また、第 53 期より任意の報酬委員会の委員長として、報酬案の客観性・透明性の確保に向けて重要な役割を担っていただきます。</p> <p>【独立性】</p> <p>重要な兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>【重要な兼職状況】</p> <p>大阪市地域福祉活動推進計画評価会議委員 大阪市社会福祉研修・情報センター運営委員会委員 エム・シー・ヘルスケア株式会社顧問 メドケア株式会社非常勤監査役</p>
--	--

付帯情報④

ディスクロージャーポリシー〔基本原則 3、原則 3-1、補充原則 3-1①②、原則 5-2〕

<https://tsukui-hd.co.jp/ir/management/disclosure.html>

1. 基本方針

株式会社ツクイホールディングス（以下、「当社」という）は、株主・投資家の皆様に対し、当社の経営方針や事業戦略、業績・財務に関わる情報を、分かりやすく公平かつ正確に提供することを基本方針とし、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

2. 情報開示の方法

当社が東京証券取引所の定める適時開示規則に基づいて適時開示する情報は、東京証券取引所が提供するTDnet（適時開示情報伝達システム）に登録し公開した後、速やかに当社ホームページに掲載します。

また、適時開示規則に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様に当社への理解を深めていただくために有用なものについては、当社ホームページに掲載することにより、公平かつ正確に当該情報が株主・投資家の皆様に伝達されるよう努めます。

3. コミュニケーションの充実

当社は、適時開示やホームページでの情報発信の他、株主総会や各種説明会の実施、日々のお問い合わせへの回答等により、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの充実に努めます。

株主・投資家の皆様から頂戴したご意見・ご要望は社内で共有し、当社の企業価値向上に向けた経営の参考にします。

4. インサイダー情報の管理（インサイダー取引の未然防止）

当社は、インサイダー情報管理規程により、当社役員および従業員等が業務上取得したインサイダー情報の管理および株式等の売買等に際し遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引の未然防止に努めています。

また、定期的にインサイダー情報の管理および株式等の売買等に際し遵守すべき基本的事項の周知を図るとともに、当社役員および従業員の当社株式の売買については、事前に届出書の提出を義務付けています。

5. 将来の見通しに関する情報開示

当社は業績予想、計画、戦略等、将来の見通しに関する情報を公開することがあります。

これらの情報は、公開時点で入手している情報および一定の前提に基づき当社の経営者が合理的と判断したもので、リスクや不確実性が含まれています。

そのため、実際の業績等は様々な要因により、これら見通しとは大きく異なる結果になりうることをご承知おきください。

6. サイレント（沈黙）期間について

当社では決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、四半期毎の決算期日の翌日から決算発表日までの期間をサイレント（沈黙）期間としています。

この期間は、決算に関する質問への回答や、関連する情報に対するコメントを差し控えることとし、原則としてアナリスト・投資家を対象とした取材対応は行っていません。

但し、この期間中に東京証券取引所の定める適時開示規則に該当する事実が発生した場合は、速やかに適時適切に開示します。

なお、すでに公表されている情報や、サイレント（沈黙）期間中に公表された情報に関するお問い合わせについてはこの限りではありません。

※各決算期におけるサイレント（沈黙）期間

第1四半期：7月1日から決算発表日（8月上旬）まで

第2四半期：10月1日から決算発表日（11月上旬）まで

第3四半期：1月1日から決算発表日（2月上旬）まで

第4四半期：4月1日から決算発表日（5月中旬）まで

以 上

付帯情報⑤

内部統制システム〔原則 3-1 ii、原則 4-4、補充原則 4-4①、4-13③〕

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員は、「倫理規程」ならびに「経営基本方針」に基づき、法令遵守にとどまらず、社会的要請を認識し、高い倫理と行動実践を保持する。
- ② 法令遵守の教育研修を実施し、法令および企業倫理遵守の意識向上を図る。
- ③ 業務執行部門から独立した内部統制室を設置し、以下の事項を実施する。
 - ・ 当社「内部監査規程」に基づく業務執行の適法性の監査
 - ・ 当社「内部統制規程」に基づく業務の適正および財務報告の信頼性を確保する体制の評価
 - ・ 関連法令に規定される「業務管理体制の整備」に基づく法令遵守等の業務管理体制の整備状況の確認
- ④ 各部門において業務分掌・決裁権限等の各種規程が遵守されているか、内部統制室が継続的に監視する。
- ⑤ 内部監査や内部統制評価および業務管理体制の整備の結果は代表取締役および監査等委員会に速やかに報告し、必要に応じて対策を講じる。
- ⑥ 「内部通報規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。通報に係る内容は、代表取締役、監査等委員会および取締役会へ報告し、必要に応じて対策を講じる。
- ⑦ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」および「個人情報管理規程」に従い保存および管理を適正に実施する。
- ② 監査等委員会が求めたときは、取締役はいつでも当該文書の閲覧に応じなければならない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社全体のリスク管理を統括するための組織として、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置する。経営上のリスクを識別および総合的に管理し、リスク対策を確実に実行する。
- ② 各部門の所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築する。
- ③ 財務報告の信頼性に係るリスクの管理については、内部統制室が各部門をモニタリングし、代表取締役および監査等委員会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 月1回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、相互に取締役の職務の執行を監督し、経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」および「職務決裁権限規程」において各職位の責任と権限を明確に定めており、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- ③ 取締役の職務執行を効率的に進めるため、取締役会は執行役員を選任する。執行役員は、取締役会の決定に従い、忠実に業務の執行をとり行う。
月1回の定時執行役員会および必要に応じて開催する臨時執行役員会により、個別経営課題を実務的な観点から協議し、迅速な業務執行を推進する。
- ④ 取締役会の任意の諮問機関である指名委員会、報酬委員会を設置し、取締役候補者の選任・評価・報酬に関する決定プロセスの客観性および透明性を確保する。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、定時取締役会（必要に応じて臨時取締役会）において、子会社の取締役または執行役員より以下の報告を受ける。
 - ・子会社の営業成績
 - ・子会社の財務状況
 - ・子会社の取締役会規程に規定される決議事項の決議状況
 - ・その他、子会社の経営上の重要な事項
- ② 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、子会社の事業内容や規模に応じた監査等委員会、もしくは監査役会の設置、監査役の配置を求める。
 - ・当社の内部統制室が、グループ各社の内部統制部門等と連携を図りながら子会社の事業内容や規模に応じた監査を順次実施し、その結果を、当社代表取締役および監査等委員会に報告するものとする。
 - ・当社は、内部通報制度を子会社に拡大し運営する。
- ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、子会社に対し、経営上のリスクを識別し、適正なリスク対策を確実に実行することを求める。
 - ・当社は、リスク管理委員会において、子会社の取締役または執行役員よりリスク管理状況の報告を求める。
- ④ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、子会社の自主性および独立性を認めるとともに、子会社の決裁権限等の意思決定ならびに業務分掌等の組織内における責任の範囲を定めることを求める。
 - ・当社は、上記、意思決定ならびに責任範囲を規程等に定め、これに準拠した体制の構築と運用を求める。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 「監査等委員会規則」に基づき監査等委員会事務局を設け、監査等委員会の職務を補助すべき従業員として、必要な人員を配置する。
- ② 人事部門長は、当該従業員の異動および評価については、監査等委員会の同意を得る。
- ③ 当該従業員が他部署の従業員を兼務する場合においては、監査等委員会業務に関する当該従業員への指示は監査等委員より直接行われるものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役および従業員は、法定事項および社内規定事項に加え、下記の事項を速やかに報告する。
 - ・ 決定事項、事業等のリスクその他の重要事項
 - ・ 当社の目的の範囲外の行為、法令・定款違反のおそれのある事項
 - ・ その他業務執行に関する重要な事項
- ② 上記に定めのない事項でも、監査等委員会は取締役および従業員に報告および調査を要請できる。

- ③ 上記報告が内部通報による場合、「内部通報規程」の規定に基づき通報内容を監査等委員会に速やかに報告する。また通報者等を保護し、不利益な取扱いを行ってはならない。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況の監視・検証を行う。
- ② 監査等委員会は、主な事業所の往査を実施する。
- ③ 監査等委員会は、内部統制室への指示ならびに連携を通じ、あわせて会計監査人との連携により監査の適正性と実効性の向上に努める。
- ④ 監査等委員会は、重要な会議に出席し意見を述べる事が出来る他、定期的に代表取締役、経営陣幹部との意見交換を行う。
- ⑤ 監査等委員会は、法令遵守および内部通報の体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ⑥ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理を求めた場合は、必要性が認められない場合を除き速やかに当該処理をする。

以 上

(履歴)

2015年11月4日 制定
2015年12月22日 更新
2016年6月28日 更新
2017年6月27日 更新
2018年6月26日 更新
2019年6月25日 更新
2020年6月23日 更新
2020年10月22日 更新